令和８年（フ）第４０３号
北九州市小倉北区原町２丁目３番４－1301号
破産者　田中　沙織
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５３号
北九州市小倉北区下到津２丁目６番６号　オアシス下到津ⅡＡ棟106号
破産者　長谷場紀男
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７９号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉4065番地13
破産者　笹原　　丈
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５５１号
仙台市太白区東中田２丁目７番31－304号、従前の住所仙台市太白区富沢３丁目18番25号ラフォート富沢Ａ棟105
破産者　宮崎　結花
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６０３号
仙台市泉区実沢字去田下無串24番地の４、従前の住所千葉県柏市永楽台１丁目１番10号　Ｎｅｉｇｈｂｏｒｓ柏202号
破産者　若生　晟奈
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７１７号
仙台市若林区荒井東２丁目７番地の25
破産者　石塚　遥菜
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５１号
宮城県大崎市田尻沼木字日向前37番地
破産者　村上　裕美
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第４０号
秋田県鹿角市花輪字合野188番地１、借入時の住所秋田県鹿角市花輪字寺ノ後164番地１
破産者　中村　綾花
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第２号
山形県村山市楯岡笛田２丁目３番20号
破産者　ＧＡＲＡＧＥ　ＢＵＬＬＥＴこと　山口　勇太
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０号
山形県天童市泉町２丁目12番13号　レオパレスＧＯＮ・ＧＯＮ　104号
破産者　鹿間　正美
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８５号
山形県上山市中山2803番地
破産者　安部　陽子
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９４号
山形市小白川町４丁目19番14号　メゾンドＹ102号、前住所山形市あさひ町３番５号
破産者　トレンタ山形南店こと　梅村　雄志
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３号
茨城県取手市宮和田675番地　ソラーレ１－７
破産者　井口　　勝
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
富山県高岡市下牧野394番地３、前住所富山県射水市寺塚原737番地
破産者　平井　孝幸
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第１２７号
山梨県山梨市落合739番地
破産者　小川　文雄
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３４号
山梨県韮崎市穂坂町宮久保465番地１　県営韮崎穂坂団地３棟101号
破産者　阿部すみ子
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２９号
山梨県甲斐市下今井2792番地３　グループホーム　ファミール、前住所山梨県山梨市上石森64番地の２
破産者　平塚　佳樹
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０３７号
堺市堺区中安井町３丁２番６－806号
破産者　中村　智信
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８２４号
大阪市淀川区三国本町２丁目12番２－1008号
破産者　岡本　好生
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部